

長建協発第326号
平成23年10月24日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

平成23年度最低賃金周知広報の実施について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本年度の地域別最低賃金の改定については、各地方最低賃金審議会において、雇用戦略対話における最低賃金の引上げに関する合意(平成22年6月3日 雇用戦略対話第4回会合 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koyoutaiwa/>)に掲げられた目標についても特段の配慮をした上で、東日本大震災による地域への影響にも配慮する等、諸般の事情を総合的に勘案した審議が行われ、すべての地域別最低賃金額について改定公示が行われたところであります。

今後、改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度について広く国民に周知を図り、同制度の履行確保を図ることが重要となります。

つきましては、標記について、全建を通じ厚生労働省労働基準局長より別添のとおり協力依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。